

第197回国会閉会后 厚生労働委員会 第1号 平成31年1月24日(木)

※自見はなこ分抜粋※

○自見はなこ君 自民党の自見はなこです。どうぞよろしく願いいたします。

この度の毎月勤労統計調査をめぐる不適切な取扱いに関しては、今まで幾度も幾度もチャンスがありながら、統計の手法や表記の在り方、仕方について不適切な処理が長年にわたり継続をされてきました。また、その処理の結果、我が国の基幹統計に誤差が生じ、推計として二千万人を超える国民への雇用保険、労災保険、船員保険等の各制度において給付額が少なくなる不利益を生じているということは前代未聞であります。

行政に関わる方々の意識、特に自らがやっている業務が及ぼす影響への無関心と無責任、さらにそれを正す機能を持ち得なかった組織のガバナンスの欠如、いずれを取っても深刻であると言わざるを得ない状況であると感じております。厚生労働省には猛省を促します。ただ、その猛省を促すという言葉自体も空虚に感じられるほど、残念ながら我々は深く失望をしております。

今回の報告書を読ませていただきました。厚生労働省には、八年前の民主党政権下、細川厚生労働大臣時代の平成二十三年から、重大な不祥事が生じた場合に迅速に事案を検証し再発防止策の検討を行うことなどを目的として、厚生労働大臣伺い定めで、省内に本部長を厚生労働大臣、本部長代理及び副本部長は厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官からそれぞれ一名を選任し監察本部が常設されています。また、塩崎大臣時代の平成二十八年には、監察本部に対して必要に応じて助言を行う外部委員を構成要員として加えている監察チームが主査を官房長として設置をされています。

今回の毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会は、その監察チームの調査を引き継ぎ、より人的にも専門性を高め、第三者委員会として設置をされました。今回は樋口美雄先生が委員長を務められておられます。前統計委員会の委員長であります。その樋口先生ですが、平成二十一年七月の政権交代が行われ就任をされた原口一博総務大臣の信任を受け、同年十月に統計委員会委員長を任命され、その後、平成二十六年一月までの間、片山善博大臣、川端達夫大臣、樽床伸二大臣及び政権を交代し新藤義孝大臣の下でその任を務めていただきました。

今回の統計処理の問題は国家の根幹を根底から揺るがす問題で、与野党を超えて我々は一丸となって迅速に真相究明に当たらなければなりません。そういう意味において、統計に詳しい樋口先生に委員長をお引き受けいただき、そしてこの短期間で報告書をおまとめいただいたこと自体、そしてまた、関わられた関係各位には心からの敬意を表したいと思いません。

しかしながら、今回の報告書を拝見いたしますと、あくまで厚生労働省内の事実関係の報告書であり、当時そのような判断をするに至った要因の一つであろう東京都へのヒアリングや調査なども十分には行われてはおりません。また、厚生労働省から分かる事実関係で

すとか認識のなさ、ガバナンスの欠如についての記載はあるものの、本件が政府の基幹統計であることから、当然、政府全体として統計をつかさどっている総務省から厚労省に対して、調査手法が適切に行われていたか等の監査に該当するような動きや、事務連絡が行き渡ってその後に履行されていたかなどの何らかのフィードバックやチェック機能などが働いていたのか、あるいは存在していたのかなど、厚生労働省の所管を超えた枠組みについての記載が乏しいのも事実でございます。今回は、厚生労働大臣の下に設置をされた第三者委員会ですので、樋口委員長の方でそういう整理をされたのかもかもしれません。

それらを考え合わせますと、私自身は、今回の報告書は、本日の閉会中審査を始めとした国会審議に際し誠意を示すということで、事実関係を取り急ぎ最大限の努力をもって整理したものであるものの、この報告書は終着点ではなく、あくまでスタート地点であり、我々が真にやらなければいけない再発防止に向けた議論はまさにこれからではないのかというふうな認識をしております。

そこで、まず厚生労働大臣にお伺いをいたします。今回の報告書の位置付け、その目的について、大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○**国務大臣（根本匠君）** 特別監査委員会には、毎月勤労統計調査について長年にわたり不適切な取扱いが続いてきた今般の事案について、統計の専門家、弁護士などの外部有識者による第三者の立場から集中的に検証を行い、事実関係と関係職員の動機、目的、認識、さらに責任の所在を明らかにしていただきました。

特別監察委員会からは、常に正確性が求められ、国民生活に大きな影響を及ぼす公的統計で、統計法違反を含む不適切な取扱いが長年にわたり継続し、公表数値に影響を与えたことは言語道断であり、行政機関としての信頼が損なわれたとの厳しい指摘を受けております。このような事態を引き起こしたことは極めて遺憾であり、国民の皆様に御迷惑をお掛けしたことを改めて深くおわびしたいと思います。

特別監察委員会においては、樋口委員長を中心に委員の皆様にも精力的に御議論いただき、そして報告をいただきました。報告の指摘を真摯に受け止めて、統計の信頼回復や雇用保険、労災保険等の追加給付、さらに統計の信頼性、統計の問題、これからどうあるべきかということも含めて、再発防止に向けた措置に迅速に取り組んでいきたいと思っております。

○**自見はなこ君** これから与野党を交えて始まる事実関係の議論に関して、その力の全てを出していただきまして、余すところなく真実を私たちに伝えていただきたいと思っておりますし、同様に、再発防止、ここにもつなげていく議論ができることを真摯に願っております。多くの国民が現在疑念を抱いているという事実も深く重く受け止めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

厚生労働省、そして総務省の両省庁には再度、繰り返し申し上げますけれども、説明責任を果たすことを強く要求するところでございますが、同様に、再発防止が何よりも国民に対する謝罪であるというふうに考えております。こういった観点から、以下を総務省にお尋

ねしたいと思います。

総務省は、統計全体を所管する行政庁として、今回の報告書をどう受け止めておられるでしょうか。

○政府参考人（横山均君） お答えします。

報告書においては、統計法違反を含む不適切な取扱いが長年継続していたこと、組織としてガバナンスが欠如していたといった厳しい指摘がなされております。誠に遺憾であります。

この度の毎月勤労統計調査の問題については、統計委員会においても統計技術的な観点から審議がなされております。厚生労働省においても、この報告書の内容を踏まえ、再発防止を含めしっかりと対応していただきたいと考えております。

また、統計の品質につきましては、組織としてのガバナンスが大切であることが改めて認識されたものと考えております。昨年の統計法の改正により、各府省に統計委員会を補佐する機関として統計幹事を置くこととしました。この統計幹事を中心としまして、統計の品質に関するガバナンスの強化ができないかということにつきまして、統計委員会とも相談しながら対応してまいります。

○自見はなこ君 ありがとうございます。

もう少し踏み込んだ御答弁をいただけたら本当に有り難かったかと思えます。一月の二十二日に報告書も出ております。総務省としてどうお考えかということをお尋ねいたしました。

次の質問に移ります。次も続きでございます。

次の質問に移りますけれども、まず、毎月勤労統計というものの大本であります、これは大正十四年の四月に内閣統計局で開始された賃銀毎月調査というものが大本であろうかというふうに思います。そして、勤労統計調査令によって、昭和十九年七月分の調査から毎月勤労統計調査という呼び名になり、そして、昭和二十二年九月の労働省設立の際に当時の内閣統計局から労働局に移管をされ、昭和の二十五年一月分から標本調査法が導入されたというふうに伺っております。そして、昭和二十五年からこの統計を行ってございまして、大きな見直しが行われたのは平成元年でございます。それ以降の見直し、抜本的な見直しはないまま、平成が終わろうとしております。

まず、このような事態に関してどのように受け止めておられるのかということ。また、今回の総務省とのやり取りで驚いたこともございました。統計法に基づいて作成する計画そのものや関係書類の保管に関して、また統計の作成の手段に関わるガイドラインなどは、各省庁関係部局に会議を開催して周知を促したり、また行政の手続として文書を残す形で事務連絡をしたという御説明を幾度もいただきました。ところが、それに対して何ら反応がなかった役所についてのフォローはしましたかと聞くと、しておりませんということでした。また、それらが適切に行われているのかは各省庁の御自身たちの問題であるという認識であるということにも大変驚きました。

また、もう一点私が驚きましたのは、この計画等の変更を申請したときに見直しは行う、何かを申し出たときには改めて一緒に見ますよという姿勢ですが、そうでないときはあえて自分らからその手法等について関わっているものではないと、こういう、非常に申し訳ありませんが、他人行儀な言い方でありました。私自身は、統計法そのものの今回の厚労省の在り方には大きな問題があるという認識は全員と一致をしておりますが、実はその奥に総務省にも大きな問題を抱えているのではないかというふうに思っております。

総務省の所管であります統計法に何らかのチェック機構というものを内在していないことももちろん問題であると思えますし、長年にわたって抜本的な見直しがされていないまま放置をしていたということも問題ではないかというふうに思っております。総務省のお考えをお聞かせください。

○政府参考人（横山均君） お答えします。

各行政機関が統計法を遵守しなければならないということは当然であります。統計制度を所管する総務省としては、統計法の適切な円滑に必要なガイドラインを策定するとともに、関係行政機関に対して統計法の遵守を求めてまいりました。

統計法には、行政機関の長に対し、統計調査を行おうとする場合には総務大臣の承認を受けなければならない、総務大臣は行政機関の長に対して統計法の施行状況の報告を求められることができるといった、こうした規定が設けられております。また、昨年国会でお認めいただいた統計法改正によって、統計委員会には公的統計の基本計画に関する勧告やそのフォローアップの規定が整備されたところであります。

委員御指摘のとおり、統計の品質をチェックし、その正確性を担保していることは大変重要なことと認識しております。ただいま申し上げた統計法の仕組みなどを活用しながら、公的統計の信頼の確保に努めてまいりたいと考えております。

○自見はなこ君 是非お願いしたいことがあるんですけども、余りに縦割りであるということはこの数日間もずっと感じております。

この今回のフォローをしていないということ、あるいはそのチェックの機構を内在していないということに関しては、私は障がい者雇用に対する問題でも同じことを感じました。それぞれの省庁にお願いしていますと、それでお仕事が終わるんでしょうか。いま一度、御自身らが与えられている仕事の内容に立ち返っていただき、仕事を終わらせるところが仕事だという認識で、丸抱えで取り組んでいただきたいと思えます。

次に、厚生労働省にお伺いをいたします。

昨年七月明らかになった、医療機関で生じている消費税に関わる損税を補填するための問題についてであります。

その際に行われました診療報酬補填調査におきまして、病院の入院日数を月を重複してカウントをしていたため、二十七年十一月に公表した分から約四年間、その補填を九二%であるところを一〇二%と報告していたため一〇%分の補填が行われておらず、その結果、数百億円程度の補填不足があり、医療機関は従業員への人件費の支払など大変苦しい思いを

いたしました。一部の団体からも、おかしい、チェックしてほしいという声があったもののチェックは行われず、担当者が引き継ぐ際に偶然にその誤りに気づき、発覚に至りました。これは、外注への仕様書の記載の仕方などもあるのもさることながら、四年間フィードバックチェックを行っていなかったことも同様に問題であったと思います。

繰り返しになりますけれども、裁量労働制に対するデータ処理、そして障がい者雇用の際も共通しているのは、やはりデータチェックの機能の欠如であります。それとガバナンスの欠如がリンクしているわけであります。

そこで、厚生労働省にお伺いをいたします。

先ほど、前段で申し上げた重大な不祥事が起きた際に検証などを行う監察本部や、あるいは提言を行う監察チームがございます。ところが、これら機能しているのでしょうか。省庁横断的な事案の検証や再発防止策の共有の仕組みなど、現状どのように認識されておられ、そして今後どのように見直しを行っていくのか、お答えください。

○政府参考人(定塚由美子君) 厚生労働省においては、先生から御指摘いただきましたとおり、過去の不祥事の反省を踏まえて、重大な不祥事が発生した場合に迅速に事案の検証や再発防止策の検討を行うことなどを目的として、厚生労働省監察本部を平成二十三年に設置をいたしております。また、二十八年には常設の監察チームを設置をして、各部局の法令遵守状況の検証をすることといたしているところでございます。

これまで監察チームを中心といたしまして、省内の法令遵守については抜き打ちでチェックを行うなどの取組を進めております。また、監察チームの有識者の先生等による内部通報窓口を設け、これを周知するなど取組を進めておまして、一定の効果、成果が上がっているものと考えております。しかしながら、御指摘のように、厚生労働省内で業務をめぐる不適切事案あるいはデータのチェック漏れ等が発生しているというのも事実でございます。

今般の事案のために設置をされました毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会におきましても、組織改革やガバナンス強化などが指摘されているところであり、今後の監察委員会での御議論も踏まえ、今後、厚生労働省のガバナンス強化などのために何が必要か、先ほど申した監察チームにおける検証や再発防止策の徹底の仕方も含めまして、議員の御指摘も踏まえてしっかりと考えてまいりたい、このように考えております。

○自見はなこ君 定塚官房長、ある一定の成果を上げているとおっしゃいましたけれど、とてもそうは思えない現状が目の前に大きく横たわっているわけであります。また、重大事案についてどのような検証をされたんでしょうか。そこに対しては明確な言及はなかったかと思えます。

また、今回、様々な方々が御指摘をされておりますけれども、いわゆる第三者委員会というものの中でヒアリング等を職員が行っていたのではないかということ午前中の委員会でも指摘をされておりました。余りに不明確な運用の仕方ではないかというふうに私自身も思っております。

是非、小さなことを監察する、そういう委員会ではなくて、もう少し大きな視点からし

っかりと行政の在り方全体を見直す内部ガバナンスの構築を心からお願いしたいと思いま
す。このことは我々国民一人一人にとって極めて重要なことであると思います。是非これか
らも、我々はある意味ではしっかりと応援をしていきますけれども、厳しく私たちは立法府
として行政の監視をするという立場からしっかりと見守っていきたいと思います。決して
国民をだますようなことがないようにしてください。よろしくお願いいたします。